

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2024年12月13日
<b>【ファンド名】</b>	J P M新興国小型株式ファンド
<b>【発行者名】</b>	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 大越 昇一
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【事務連絡者氏名】</b>	笹倉 里奈
<b>【連絡場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【電話番号】</b>	03 - 6736 - 2000
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1 【臨時報告書の提出理由】

「JPM新興国小型株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）について信託の終了（繰上償還）を行う予定ですので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

### イ 繰上償還の年月日

2025年3月5日（予定）

この繰上償還に対する書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決された場合、信託を終了いたします。

### ロ 繰上償還に係る決定に至った理由

当ファンドは、その純資産総額が2024年10月末現在で、約1,877百万円となっています。昨今の純資産総額の推移に鑑みるに、今後、当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款第40条第1項の規定にしたがって当ファンドを繰上償還することはやむを得ないと判断いたしました。

### ハ 法令に基づき繰上償還に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

投資信託及び投資法人に関する法律第20条第1項において準用する同法第17条第2項の規定に基づき、法定手続きの一環として、2024年12月16日時点の当ファンドの受益者に対して、繰上償還に係る決定に関する情報を書面により提供します。